

岩国市

妊婦等包括相談支援 と 妊婦のための支援給付

妊婦等包括相談支援と妊婦のための支援給付

妊娠届出時から、妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための相談や情報発信等を通じて必要な支援につなぐ『妊婦等包括相談支援』と、妊産婦に対し、出産育児関連用品の購入費や子育て支援サービス利用の経済的負担軽減を図る『妊婦のための支援給付』を実施するものです。



妊婦等包括相談支援

と

妊婦のための支援給付

のイメージ

妊娠期

出産

出産後・育児期

1

妊娠届出時等

面談
申請

給付金
(妊婦一人あたり
5万円)

2

妊娠期(7~8か月頃)

アンケート
回答

面談
または電話

3

出生届出後

書類受取
面談

アンケート回答
申請

給付金
(胎児一人あたり
5万円)

妊婦等包括相談支援 (随時、子育て関連イベント等の情報発信、相談支援)

妊娠届出時や妊娠期の面談、マタニティクラスなど

赤ちゃん訪問、育児相談、離乳食教室など

地域子育て支援センターなどのイベント・相談支援

妊婦等包括相談支援



安心して出産・子育てができるように継続的に支援します。

- *妊娠届出時や妊娠中、出産後の面談や訪問を行うほか、妊産婦さんと一緒に子育てガイド（プラン）を作成します。
- *面談以外にも、随時の相談や訪問、子育てイベントやサービスの紹介等行いながら、みなさんの子育てを応援します。
- *訪問や面談は、地域の母子保健推進員、こども家庭センターや保健センターの保健師、助産師が行います。

妊婦のための支援給付

● 妊婦のための支援給付金 （1回目の給付）

対象者

岩国市に住民票があり、
妊娠届出のある妊婦

申請手続き

- ・妊娠届出時等で**妊婦と面談**し、出産への見通しを立てるための相談や情報提供を受けた後、妊婦1人に対し5万円支給（**申請が必要**）。
- ・妊娠届出後に申請してください。
- ・支給は、市が申請確認後、不備等なければ1～2か月後に指定の口座に入金します。

● 妊婦のための支援給付金 （2回目の給付）

対象者

岩国市に住民票があり、
妊婦給付認定を受けた方

申請手続き

- ・申請書類は出生届出後にお子さんの乳児健診票、予防接種予診票等と一緒に郵送します。
- ・赤ちゃん訪問等で**産婦と面談**し、子育てへの見通しを立てるための相談や情報提供を受けた後、胎児1人当たり5万円支給（**申請が必要**）。
- ・赤ちゃん訪問で地域の母子保健推進員や保健師等と**面談後**、アンケートに回答し、申請してください。
- ・支給は、市が申請確認後、不備等なければ1～2か月後に指定の口座に入金します。

※ 流産・死産等も給付の対象となります。申請手続きについてはこども家庭センターへお問い合わせください。

お問い合わせ先

岩国市こども家庭センター
（市役所2階）
TEL 0827-29-0404

あなたの地区担当の保健師は

麻里布・東・装港・小瀬・川下・愛宕・柱島
平田・岩国・藤河・御庄・師木野・北河内
南河内 の方は

☎ 29-0407 こども家庭センター

灘・通津・由宇 の方は

☎ 63-3111 由宇保健センター

周東・玖珂 の方は

☎ 84-3580 周東保健センター
または
☎ 82-2020 玖珂保健センター

美川・美和・錦・本郷 の方は

☎ 76-0220 美川保健センター

